

平成 30 年第 1 回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その 10）

堺 市 議 会

# 目 次

	頁	
議員提出議案第 3 号	堺市議会会議規則の一部を改正する規則……………	3
議員提出議案第 4 号	バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を 求める意見書……………	7
議員提出議案第 5 号	洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の 河道掘削の予算の確保を求める意見書……………	11
議員提出議案第 6 号	土地改良法を改正し、必要な施策の推進を 求める意見書……………	12
議員提出議案第 7 号	高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する 実効的な消費者契約法改正を求める意見書……………	13
議員提出議案第 8 号	所有者不明の土地利用を求める意見書……………	17
議員提出議案第 9 号	核兵器禁止条約に署名・調印を求める意見書……………	21
議員提出議案第 10 号	「働き方改革」関連一括法案の撤回を求める意見書……………	25
議員提出議案第 11 号	地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと 中小企業支援策の拡充を求める意見書……………	26
議員提出議案第 12 号	消費税率 10 %への引き上げを中止するよう 求める意見書……………	27
参考資料		
条例等関係新旧対照表	……………	29

平成30年3月26日

堺市議会議長  
野里文盛様

提出者

堺市議会議員

同 同

己 司 太 子 志 一 浩 樹 史 平 一 利 匡 子 一 史 彰 盛 司 子 治 子 郎 信  
知 泰 良 優 猛 晃 幸 征 貴 良 正 京 太 克 成 文 清 惠 光 典 十 賴 信  
川 場 貴 代 上 田 谷 田 関 川 田 山 畑 本 村 田 上 里 山 本 本 口 毛  
西 札 信 田 渕 森 青 黒 井 西 芝 裏 木 石 上 池 水 野 成 宮 松 山 大 森

堺市議会議員

同 同

伊豆 丸 林 田 林 川 井 場 田 村 側 渕 堀 宅 田 尾 村 本 川 原 川 谷  
精 由 大 健 俊 慎 浩 友 昌 和 哲 清 惠 達 敏 秀 昭 幸 敏 卓 文 勝  
小 平 大 長 岡 的 西 野 池 田 西 小 乾 三 米 池 西 榎 吉 星 吉 米 城  
二 佳 士 二 英 勤 一 延 昭 男 夫 史 次 子 也 文 樹 三 子 文 次 守 克 行

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第3号　堺市議会会議規則の一部を改正する規則

### 理由

平成29年条例第1号による改正後の堺市議会基本条例（平成25年条例第24号）第2条第3項に規定する計画の策定に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、臨時に設けるものに関する規定を整備するために本議案を提案するものである。

## 堺市議会会議規則の一部を改正する規則

堺市議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第124条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



平成30年3月26日

堺市議会議長  
野里文盛様

提出者

堺市議会議員

同 同

己 司 太 子 志 一 浩 樹 史 平 一 利 匡 子 一 史 彰 盛 司 子 治 子 郎 信  
知 泰 良 優 猛 晃 幸 征 貴 良 正 京 太 克 成 文 清 恵 光 典 十 一 賴 信  
川 場 貴 代 上 田 谷 田 関 川 田 山 畑 本 村 田 上 里 山 本 本 口 毛  
西 札 信 田 渕 森 青 黒 井 西 芝 裏 木 石 上 池 水 ノ 上 里 山 本 本 口 毛  
大 森

堺市議会議員

同 同

伊豆 丸 林 田 林 川 井 場 田 村 側 渕 堀 宅 田 尻 村 本 川 原 川 谷  
小 平 大 長 岡 的 西 野 池 田 西 小 乾 三 米 池 西 榎 吉 星 吉 米 城  
精 由 大 健 俊 慎 浩 友 昌 和 哲 清 恵 達 敏 秀 昭 幸 敏 卓 文 勝  
二 佳 士 二 英 勤 一 延 昭 男 夫 史 次 子 也 文 樹 三 子 文 次 守 克 行

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第 4号 バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにも関わらず、全国の市町村においては様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について一層の向上が急務となっている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決をめざすことが不可欠である。

政府は、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

こうした状況を踏まえ、政府におかれては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には下記について措置するよう求めるものである。

### 記

1. 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
2. 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取組を計画的に進める枠組みについて検討すること。
3. バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
4. バリアフリー法改正後速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月28日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣

各宛



平成30年3月26日

堺市議会議長  
野里文盛様

提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

己 司 太 子 志 一 延 昭 男 利 国 一 史 彰 三 子 文 次 守  
知 泰 良 優 猛 慎 浩 友 昌 正 太 克 成 昭 幸 敏 阜 文  
川 場 貴 代 上 場 田 村 側 山 番 村 田 上 村 本 川 原 川 谷  
西 札 信 田 渕 的 西 野 池 裏 木 上 池 水 ノ 西 榎 吉 星 吉 米

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

伊豆丸 林田林谷田閑川田 堀宅田尻山本本口毛  
小平大青黒井西芝西小三米池成宮松山大

二佳士二浩樹史平一史次也文樹司子治子  
精由大健幸征貴良哲清達敏秀清恵光典十一郎

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 議員提出議案第 5号 | 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書  |
| 議員提出議案第 6号 | 土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書                  |
| 議員提出議案第 7号 | 高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書 |

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の 河道掘削の予算の確保を求める意見書

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね3か年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

1. 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
2. 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
3. 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、概ね3か年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月28日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣

各宛

## 土地改良法を改正し、必要な施策の推進を求める意見書

土地改良制度をめぐる現状は、農地の所有者と経営の分離が進んでおり、一筆1資格などの現行制度では、事業運営を十分に行えない状況になっている。このことからも、組合員の減少に対応した組合員資格の拡大や、業務運営の適正化など、現行制度の見直しが求められる。

政府には、現在進められている「農業競争力強化プログラム」による調査・検討を踏まえ、以下の視点に立ち、土地改良法を改正し、必要な施策を推進することを強く要望する。

### 記

1. 所有者が中心の土地改良区における、所有者から耕作者への組合員の資格交替を促進すること。
2. 複雑な組合員の資格交替手続きを見直し、円滑化を図ること。
3. 一筆1資格を見直し、現行制度で組合員資格が認められない耕作者や所有者が土地改良区の構成員として参加できる柔軟な制度を創設すること。
4. 土地改良区の運営には、耕作者の意向を反映することが重要なことから、現行の理事要件を見直すこと。
5. 組合員全員参加の総会に加えて総代会が設置しやすくなるよう、土地改良区の組織決定機関を見直すこと。
6. その他、耕作者の意向を踏まえた農業用水の配分ルールの設定や、多面的機能支払いの活動組織による施設管理への参加など、柔軟で持続的な仕組みに見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月28日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣

各宛

## 高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する 実効的な消費者契約法改正を求める意見書

高齢化の進展により、判断力が十分でない高齢者の消費者トラブルが増えている。このような高齢者の消費者トラブルを予防するとともに、被害を救済するための法的手当てを行うことが喫緊の課題となっている。

他方、マルチ商法をはじめとして、知識・経験の不足した若年者を巻き込む契約トラブルも後を絶たない。そのような中、民法の成年年齢の引き下げが、国の立法上の検討課題となっており、知識・経験が十分ではない若年者、特に18歳、19歳の若者の契約トラブルを防止し、被害を救済するための法的手当ての現実的必要性も高まっている。

本市においては、「年齢その他の要因により消費者の判断力の不足に乘じることにより、消費者の利益を不当に害する内容の契約を締結させる行為」を「不当な取引行為」と定め、これを禁止しているところである（堺市消費生活条例第26条、同施行規則第10条別表）。

この点、国は、平成28年の消費者契約法の改正により、いわゆる過量契約について消費者に取消権を認める改正を行ったものの、本市の禁止する上記行為の範囲に比べ、限定的なものに止まっている。高齢者・若年者が安心して日常の取引を行えるようにするためにには、知識・経験及び判断力の不足に乘じた取引がなされた場合に広く消費者を救済するための手当てが必要である。

なお、このような手当てを行うことは、高齢者等に対して不当な勧誘行為を行う事業者により、適切な取引を行う事業者が顧客を不当に奪われることを防ぐとともに、消費者取引市場への信頼を高めることにもつながるものである。

よって、国においては、以下のとおり消費者契約法の改正を行うことを要望する。

### 記

1. 内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会が平成29年8月にまとめた報告書において「措置すべき内容を含む論点」と整理した事項については、早期に法改正を実現すること。
2. 加えて、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し、過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合において消費者に取消権を付与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月28日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全)



平成30年3月26日

堺市議会議長  
野里文盛様

提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

西川知己 司太子 浩樹 史平 一史 彰三 子文次  
札場泰 良優 幸征 貴良 太克 成昭 幸敏 阜  
信代谷 田閔 井西 上池 西水 ノ上村 本川 原  
田青黒 田芝 上池 田太 克成 昭昭 幸敏 阜  
黑井西 上池 田太 克成 昭昭 幸敏 阜  
井西 芝上 池田 田太 克成 昭昭 幸敏 阜  
上池水 田太 克成 昭昭 幸敏 阜  
吉星原 田太 克成 昭昭 幸敏 阜

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

伊豆丸精由 小林大健 平大的的 西野池裏 三米池成宮 松  
佳士二一 延昭男 利也 文樹司子 治  
由大健慎浩 友昌正達 敏秀清 惠光  
平大的的 西野池裏 三米池成宮 松

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第 8号 所有者不明の土地利用を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 所有者不明の土地利用を求める意見書

平成28年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約20%に上ることが明らかにされた。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する（約720万ヘクタール）所有者不明土地が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるのだが、探索など手続きに多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任するため、不在者が多数に上ると手続きに多大な時間と労力が掛かる。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。

### 記

1. 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
2. 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
3. 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
4. 所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑化を図ること。
5. 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月28日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣

各宛



平成30年3月26日

堺市議会議長  
野里文盛様

提出者

堺市議会議員	渕上猛志	堺市議会議員	長谷川俊英
同	森田晃一	同	岡井勤
同	西哲史	同	木畠匡子
同	小堀清次	同	石本京子
同	乾恵美子	同	山口典子
同	吉川守	同	大毛十一郎
同	米谷克行	同	森賴信
同	城勝行		

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第 9号 核兵器禁止条約に署名・調印を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 核兵器禁止条約に署名・調印を求める意見書

昨年7月7日、「核兵器禁止条約の国連会議」は「核兵器禁止条約」を国連加盟国の6割を超える122カ国賛成で採択した。これは、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国とこの会議に参加した100以上の「市民団体」の取組みの貴重な成果である。この会議の議長を務めたエレン・ホワイト氏も「広島・長崎の被爆者や核実験の被害者も重要な役割を果たした。」と高く評価している。

この条約の第1条では、核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇」などを禁止している。同条における核兵器の「使用の威嚇」の禁止は、核保有を正当化する最大の口実となっている「核抑止論」も禁止したものである。

また、第4条では、核兵器完全廃絶に向けた枠組みが述べられ、核保有国が条約に参加する場合、参加したうえで核兵器を速やかに廃棄することを認めており、核保有国に対して参加の門戸を開いている。

昨年12月4日の国連総会の本会議において、全加盟国に条約への早期署名・批准を求めたオーストリア主導の決議案「多国間核軍縮交渉の前進」が、7月の条約交渉会議の時点より3カ国増え、125カ国賛成多数で採択された。

「核兵器禁止条約」は、昨年9月20日に国連本部で開催された署名式以降、2018年3月2日現在57カ国が署名をし、5カ国が批准している。この条約は、批准した国が50カ国に達してから90日後に発効する。

日本政府は核兵器のない世界をめざし、核兵器を持つ国々と、持たない国々の橋渡し役を務めると明言している。

本市議会は、日本政府がその役割を十分果たされることを強く求める。また、核兵器廃絶の先頭に立ち、核兵器禁止条約に署名し批准することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月28日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
外務大臣

各宛



平成30年3月26日

堺市議会議長  
野里文盛様

提出者

堺市議会議員

同

同

森田晃一

石本京子

森 賴信

堺市議会議員

同

同

岡井 勤

乾 恵美子

城 勝行

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

- |            |  |
|------------|--|
| 議員提出議案第10号 | 「働き方改革」関連一括法案の撤回を求める意見書                  |
| 議員提出議案第11号 | 地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書 |
| 議員提出議案第12号 | 消費税率10%への引き上げを中止するよう求める意見書               |

### 理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 「働き方改革」関連一括法案の撤回を求める意見書

政府は「働き方改革」関連一括法案を国会に上程しようとしている。「働き方改革」関連法案のもととなった2015年2月13日の労働政策審議会の「建議」が「喫緊の課題」として「長時間労働を抑制し、仕事と生活の調和のとれた働き方を拓げていく」ことを掲げている。『長時間労働の抑制』『仕事と生活の調和』という角度で労働法制を見直すことが大前提である。

「働き方改革」関連一括法案の中に「高度プロフェッショナル制度」「裁量労働制の対象拡大」を盛り込もうとしていた。

「高度プロフェッショナル制度」は、8時間労働制度が適用されず、時間外労働や休日労働をしても、残業代が出せないことになり、過労死の危険性や長時間労働を助長することになりかねない。その適用基準が年収1,075万円というものの将来その基準が引き下げられることも懸念される。

「裁量労働制」は、労働時間を実際に働いた時間ではなく、労使で協定した時間を労働時間とみなすもので、仕事の仕方を労働者の裁量に委ねる必要がある業務が対象で、使用者が出退勤時間などについて具体的な指示をしない働き方とされている。厚生労働省の調査によれば裁量労働の労働者で最長12時間以上働く人のいる企業の割合が専門業務型で53%、企画業務型で45%にのぼっており、長時間労働が助長されている。

「裁量労働制」について、首相は国会で「一般労働者より短いデータもある」とした答弁をし、その答弁の撤回に追い込まれた。首相答弁の根拠となった厚生労働省の調査データである「2013年度労働時間等総合実態調査」には、調査した人の1週間の残業が「25時間30分」だったが、1カ月の残業は「10時間」としているなどの著しく信憑性を欠くデータが多数あることが明らかになり、提案を見送ることになった。

今回の提案の見送りが、裁量労働制は長時間労働を招くことを政府が否定できないところまで追い込まれた結果である以上、時間労働制の適用を除外するという点において同根の「高度プロフェッショナル制度」も断念するべきである。

よって、本市議会は政府に、「働き方改革」関連一括法案の撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年3月28日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛

## 地域経済の再生めざし、最低賃金の大幅引き上げと 中小企業支援策の拡充を求める意見書

現在の大阪府最低賃金は時間額909円で、たとえ年間2,000時間働いても、年収181万8,000円（月額約15万円）で年収200万円未満にしかならず、いわゆるワーキング・プアと呼ばれる水準であり、人間らしいまともな暮らしはできない。

この間政府は「最低賃金は年率3%程度の引き上げをめざす」としている。しかし、2010年には雇用戦略対話の中で「出来る限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円をめざす」という政労使合意が成立している。このままの引き上げ額では全国平均が1,000円になるのは2023年であり、合意にはほど遠い金額である。

また、地域経済を再生していく為には、需要の創出と、消費を増やすことを通じて、実態経済を活性化することが不可欠である。最低賃金の大幅引き上げと、地域間格差を是正すべく、最低賃金を全国一律の制度とすること、そして、最低賃金引き上げに係る国の中小企業支援策の抜本的改善が重要である。

よって、国におかれでは、下記の事項について、早期に実現することを求める。

### 記

1. 地域経済再生の為、賃金の底上げに資するよう、最低賃金の大幅引き上げを行うとともに、全国一律最低賃金制度を設けること。
2. 最低賃金引き上げに係る国の中小企業支援策について、以下の改善を図ること。
  - ① 最低賃金引き上げを前提とした中小企業への直接支援など、制度の抜本的な改善と大幅な予算増額を行うこと。
  - ② 「業務改善助成金」制度の要件を簡略化し、対象労働者の時間額の引き上げと、中小事業主にとって活用しやすい制度へ改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年3月28日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛

## 消費税率10%への引き上げを中止するよう求める意見書

この間、実質賃金が下がり、消費税率が8%へ引き上げられるなかで、消費の低迷が続き、地域経済も深刻な事態に直面している。

消費税率10%への引き上げは、2019年10月まで先送りされたものの、安倍内閣は引き上げを実施する構えである。消費税は、低所得者層ほど負担が重い最悪の不公正税制であり、税率の引き上げは消費を一層冷え込ませ、景気を悪化させ、自治体の財政にも深刻な影響を与えることは必至である。

2015年度の国と地方全体の税収99兆円に対し、消費税収入が22兆4,000億円であるから、国全体の税収の約22.6%を占めている。

一方、日本の消費税にあたる付加価値税を導入しているヨーロッパでは、日本が8%であるのに対し、イギリスは20%、フランス20%、ドイツ19%、スウェーデン25%などと税率は日本より高い（ただし、食料品などの生活関連・医療・文化などで軽減税率を設けている）。しかし、国全体の税収に占める付加価値税の税収割合は、2015年度決算でドイツが30.4%、ノルウェー29.5%、フィンランド29.0%、スウェーデン27.2%、イギリス26.1%、フランス24.3%であり、日本の22.6%はイタリアの20.4%、デンマークの20.3%より高い。

ちなみに消費税率が10%になると、この割合は26.8%となり、スウェーデンとイギリスの間に位置することになる。日本の消費税収の占める割合が高いのは、所得税や法人税など、直接税の収入が大きく減っていることが原因と言える。所得税収入は1991年度が26兆7,000億円だったが、2017年度では17兆9,000億円へと8兆8,000億円も減り、法人税収入はピークだった1989年度の19兆円から2017年度は約11兆円へと8兆円も減っている。

つまり、消費税の大部分が大富裕層、大企業の減税の穴埋めに使われてきたのが実態であり、社会保障の財源には使われてこなかった。また、消費税の税収22兆4,000億円は、いまや所得税収や法人税収を抜いてトップとなっており、しかも国全体の予算を33兆円も借金して賄うというのは、異常という他ない。税率が10%へ引き上がれば、この異常な事態はさらに強まることになる。これは、国の財政運営において、決して健全な状態とは言えない。

税制のあり方としては、所得や資産に応じて負担する『応能負担』の原則に立つことが何よりも重要である。あわせて、賃上げをはじめ国民の所得を増やす政策へと転換することによって、消費税増税に頼らず、社会保障拡充の財源を確保し、財政再建の道も切り開くことができる。

よって、政府に対し、消費税の10%増税を行わないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年3月28日

堺市議会

内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣

各宛



參考資料

條例等關係新旧对照表



<議員提出議案第3号 堺市議会議規則の一部を改正する規則>  
 堺市議会議規則（昭和54年議会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第16章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行ったための場)	第16章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行ったための場)
第124条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。	第124条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行ったための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。
2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。	2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たつては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。	3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たつては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
4 協議等の場の運営その他の必要な事項は、議長が別に定める。	4 協議等の場の運営その他の必要な事項は、議長が別に定める。
	附 則
	この規則は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その10)

平成30年3月 発行

編集・発行 堺市議会  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL 072-233-1101  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shikai/>

堺市行政資料番号  
1-B2-17-0026